

一般社団法人日本障害者カヌー協会  
クラス分け委員会運営規程

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という。)のクラス分け委員会(以下「当委員会」という。)の運営について定める。当委員会、本会定款第40条に基づく専門委員会とし、当委員会の組織、活動方法などはこの規程の定めるところによる。

(目的)

第2条

この規程はパラカヌー及びパラスポーツの発展を目的として設置するクラス分け委員会の運営に関する基本事項を定めるものである。クラス分け(障害者向けカヌー公式競技大会において選手の障害の程度・内容に応じて、選手が所属するクラスの振り分けをすること。以下同じ。)に関連するあらゆる事案について、国際クラス分けや日本パラリンピック(以下「JPC」という。)のクラス分け委員会と連携し、競技委員会から独立した公正な立場で構築されることを目的とする。

(事業)

第3条

クラス分け委員会は次の事業に関して審議し、理事会の承認を経てこれを実施する。

- (1) 国内選手のクラス分け
- (2) 国内外クラス分けを担当する委員の育成(講習会を含む。)、発掘に関する企画立案をし、実施することこと。
- (3) パラカヌーのクラス分けに係わる情報収集をすること。
- (4) カヌースポーツ及びパラスポーツにおけるクラス分けの普及と発展に努めること。
- (5) その他、クラス分けに関し本会の目的達成に必要なこと。

(協議事項)

第4条

委員会は、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により第3条の事業内容以外に次の各事項について協議し、クラス分け委員の意見を形成し、理事会に答弁または報告する。

- (1) クラス分けの教育に関すること
- (2) 国内外のクラス分けの最新情報に関すること
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること

- (4) クラス分け環境の整備・改善に関すること
- (5) クラス分け委員の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) カヌーの社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (7) 協会主催事業に協力しカヌーの普及発展に寄与すること
- (8) JPC各種専門委員会との協力・連携に関すること
- (9) その他、理事会から依頼されたカヌースポーツに関すること

(委員の選出)

#### 第5条

- (1) 委員長は委員の互選により選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (2) 委員は、理事会の承認を経て会長が任命する。

(構成)

#### 第4条

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 1～2名

委員

(委員長・副委員長の職務)

#### 第5条

- (1) 委員長は当委員会を代表し、当委員会の事業を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその職務を代行する。

(委員の資格)

#### 第6条

当委員会の委員の資格は次のとおりとする。

- (1) 本会公式のクラス分け委員養成講習会を修了したこと
- (2) 本会一般会員でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること
- (3) 本会に関する活動に際して懲戒処分その他の不利益処分を受けたことがないこと
- (4) 礼節を尊重し社会的規範を守り、会員の模範になる行動ができること
- (5) 委員会に出席し、公正な立場で意見を述べるができること
- (6) 理事会の方針に従い、独立した委員会として公正なクラス分け判定に努めることを誓約すること
- (7) 日本のクラス分け委員として JPC クラス分け委員会の方針に従い、協力できること

(任期)

#### 第7条

- (1) 委員長、副委員長、委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の会議開催)

#### 第8条

- (1) 会議たる委員会（以下、単に「委員会」という。）は、1年に2回以上開催するものとし、委員長が招集する。委員は必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。
- (2) 会長、副会長、理事及び事務局長は、会議に出席し意見を述べることができる。
- (3) 欠席する者は予め書面を以て欠席の理由及び委員会に付議される事項についての意思を示すこと。

(議長と委員会運営)

#### 第9条

- (1) 委員会は委員長がその議長の任を行うものとする。
- (2) 委員会を開催する際は、その委員会の議事録を作成し理事会に提出することとする。

(決議)

#### 第10条

- (1) 委員会は、委員長、副委員長が出席し、かつ委員の過半数が出席しなければならない。
- (2) 議案は、議決権の過半数の賛成をもって決議されることとする。ただし、選手のクラス分けの決定に関する決議は、3分の2以上の賛成をもって可決とする。
- (3) 決議された内容は理事会に提出し、理事会によって最終決議され承認される。

(活動計画等)

#### 第11条

- (1) 委員長は、年間の活動計画を担当者に策定を指示するものとし、11月末までに作成し理事会に提出する。承認された後、その計画より予算を事務担当者が策定す

る。年間活動計画事業の実施及び予算については、理事会の承認を得なければならない。

- (2) 当委員会の各事業活動の詳細（予算含む）は、事業を実施する前にクラス分け委員会によって議論した上で決定する。事業実施期間中に変更がある際には予算の範囲内で変更することとする。
- (3) 委員会の活動により旅費が生じた場合には、当協会旅費規程に準ずる。

(事務局)

#### 第12条

委員会の事務は事務局が行う。

附則

- (1) この規程の改廃は、理事会の決議による。
- (2) この規程は2021年12月1日より施行する。
- (3) 2024年3月25日 改訂